

特定随意契約理由書

調達件名	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等提供業務の追加調達
発注課	保) 業務調整課（宿泊・自宅療養担当）
選定事業者	株式会社ラルズ
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者は療養期間外出ができないことから、療養に専念してもらうための生活支援の物資として、希望者に自宅療養セットを提供している。本業務は、急激な新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、既事業者に加え新規事業者と契約することにより、迅速かつ確実な自宅療養セットの配送体制構築を目的としている。</p> <p>この役務の調達については、令和4年7月19日に一般競争入札の告示をし、8月8日入札執行予定だったが、新型コロナウイルス感染症の患者数は急増により、7月22日既事業者に依頼分の自宅療養セットから、大幅な遅れが生じることが7月24日分かった。既事業者に遅れの原因を確認したところ、増加の兆しが見えない状況からの急激な増加により事前の準備ができず、物資の調達が間に合わないことが理由であった。感染者数がどこまで増加するか不透明な中、予定していた入札執行の日程では遅れがさらに広がる可能性があり、早急に本業務を調達し配送体制の強化を図る必要がある。</p> <p>競争入札による場合その時期を失い契約の目的を達することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する。</p> <p>また、本業務は、先に入札による調達を予定していたが、この入札について問い合わせがあった事業者は3者であった。この3者にどれくらいの期間でどの程度の自宅療養セットの提供体制を構築可能かヒアリングを行ったところ、現に遅れが生じている自宅療養セットの提供を早急に迅速化できるのは、選定事業者のみであった。よって、当該契約の目的である迅速かつ確実な配送体制の構築を時期を失せず履行できる事業者は、選定事業者以外にいないことから、選定事業者と随意契約を締結した。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（イ）
決定日	令和4年7月25日